

エコプロダクツ製品化支援事業費補助金

循環資源を使った新製品開発を支援します！！

◆目的

「**岡山県エコ製品**」への認定を目指すなど、循環資源を活用した競争力のある新製品の開発を支援することにより、県内地域産業の活性化と循環型社会の形成促進を目指します。

◆補助対象者

- (1) 岡山県内に主たる事業所等を有し、事業を行う中小企業者*
 - (2) 岡山県内に主たる事業所等を有し、事業を行う中小企業者の団体（県内の中小企業者 1/2 以上を占める事業協同組合、商工組合等）
- * 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者

◆補助対象事業

新製品開発のための、

- (1) 事業化可能性調査・検証事業
- (2) 実用化研究事業
- (3) 改良研究事業



岡山県エコ製品

県内で製造・販売されている使用を促進すべき再生品（紙類、文具類、機器類、制服等、公共工事関係資材、その他）で、県が定める認定基準を満たした製品

◆補助金の概要

補助対象事業		補助率	補助限度額	補助期間
事業化可能性調査・検証事業	新規に立ち上げる事業について、開発に係る基礎研究や製品の市場性についての調査や検証を行い、事業推進の方向性を決定するもの	① 指定循環資源を原料とする場合は 2 / 3 以内 ② その他の場合は 1 / 2 以内	1,000 千円	交付決定日から交付決定日が属する会計年度の 2 月末まで
実用化研究事業	製品の実用化に向けて、開発や研究を行うもので、概ね当該年度中の実用化が見込まれる事業		3,000 千円	
改良研究事業	自社開発製品・試作品の市場競争力向上を目指す研究を行うもので、概ね当該年度中の改良が見込まれる事業		1,000 千円	

注 1) 指定循環資源とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物のうち、現在は、「燃え殻」「ばいじん」「汚泥」「鉱さい」「廃プラスチック類」の 5 品目が指定されています。

注 2) 循環資源は産業廃棄物由来のものに限ります。

注 3) 市場競争力向上を目指す研究の例：軽量化等の市場ニーズに対応するための研究、生産コストの削減を目指す研究

◆スケジュール 【注】第 1 回目の審査で採択額が予算額に達しない場合は追加募集をすることがあります



※本事業の財源は「岡山県産業廃棄物処理税」を活用しています

◆補助対象経費

○事業化可能性調査・検証事業に係る補助対象経費

経費区分		内 容
労務経費 【全補助対象経費の 1/3 未満】	人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※対象経費：従事者の時間給×直接作業時間数 ※時間給額は各所属機関の雇用規定に定める額とします。
	旅 費	・当該事業を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする） ※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含みません。
市場動向等調査費		・当該事業に係る産業財産権等に関する先行技術調査に要する経費 ・開発に係る市場動向（マーケティング）調査費用 例）シンクタンク会社等への調査委託費用等
試験分析費		・試験又は分析に要する経費 例）①開発品の品質等に係る評価試験費（強度評価試験、消臭効果評価試験等） ②開発品の、エコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用（JIS規格への適合性検査試験費用等）

○実用化研究事業・改良研究事業に係る補助対象経費

経費区分		内 容
労務経費 【全補助対象経費の 1/3 未満】	人件費	・当該事業に直接従事した者の直接作業時間に対して支払われる経費 ※対象経費：従事者の時間給×直接作業時間数 ※時間給額は各所属機関の雇用規定に定める額とします。
	旅 費	・当該事業を行うために直接必要な旅費（国内を原則とする） ※タクシー代、グリーン料金、航空運賃等のファーストクラス料金等は含みません。
原材料費		・主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置費		・機械装置又は分析等機械装置（取得価格 50 万円以上も含む）の借上げに要する経費 ・機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※「分析等機械装置」とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、取得価格が 50 万円未満のもの。（当該研究開発の成果物に含まれるものは除く） ・機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費 ※量産化転用は不可
工具器具費		・機械装置等を製作するための工具・器具の借上げに要する経費 ・工具・器具の購入に要する経費 ・工具・器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費
共同研究費 【全補助対象経費の 1/2 未満】		・大学等との共同研究契約等に基づき当該大学等に支払う経費 ※大学等に現物支給する場合の消耗品費等を含みます。
技術指導受入費 【全補助対象経費の 1/2 未満】		・外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費
試験分析費		・試験又は分析に要する経費 例）①開発品の品質等に係る評価試験費（強度評価試験、消臭効果評価試験等） ②開発品のエコ製品認定基準への適合性検査に係る分析・試験費用（JIS規格への適合性検査試験費用等）
委託・外注費 【全補助対象経費の 1/2 未満】		・事業遂行に必要な調査等の委託に要する費用（試験分析費を除く） 例）実証データ取得、マーケティング調査委託、デザイン委託費用 ・設計、ソフトウェアのプログラミング、原材料の再加工を外注する場合の費用 ※機械装置又は工具器具を外注する場合を除きます。

《特記事項》

- ①同一期間に同一テーマの国・県・市町村の研究開発等に関する他の補助金・助成金とは原則として重複交付しません。
- ②実績報告：交付決定後、事業を実施し、補助事業終了後 15 日以内に実績報告書を提出してください。
- ③事業化報告：補助事業終了後 5 年間の提出を義務付けています。
- ④公表：採択された場合は、企業名、研究開発等、実施テーマ等、概要、連絡先を公表する予定です。

応募先	申請に係るお問い合わせ先	提出書類
岡山県産業労働部産業振興課 イノベーション推進班 TEL 086-226-7380 FAX 086-224-2165	公益財団法人岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 研究開発支援課 担当：環境サポーター TEL 086-286-9652 FAX 086-286-9676	①申請書（原本 1 部、電子媒体 1 部） ②直近 2 年間の決算関係書類 ③会社の定款（写） ④パンフレット等会社の概要がわかるもの ⑤県税完納証明書 ⑥誓約書 ⑦その他

*申請書様式等は岡山県産業労働部産業振興課 HP (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>) をご確認ください